

議案第 105 号

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 7 月 28 日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 6 条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば市条例第48号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条—第5条 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第6条 法<u>第19条第11号</u>の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がいる場合にあつては、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、情報提供者が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>第7条 (以下略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条—第5条 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第6条 法<u>第19条第10号</u>の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がいる場合にあつては、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、情報提供者が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>第7条 (以下略)</p>